

# 社会福祉法人 菜の花会

## 女性活躍推進法に基づく行動計画

1 計画期間　令和4年4月1日～令和9年3月31日

2 目標と取り組み内容

### 目標

- ① 各担当チーフの女性割合を30%以上とする。
- ② 勤続3年目以上の職員の年次有給休暇取得日数を8日以上とする。

3 取り組み内容

令和4年4月

- ① 令和8年4月まで各担当チーフの女性割合を30%以上を達成目標とすることを法人事業計画に掲載し周知を図る。
- ② 勤続3年目以上の職員の年間有給休暇取得を8日以上としたことを、法人事業計画に掲載し周知を図る。

令和5年4月

- ① 女性がチーフとして活躍できるよう、専門知識の取得をめざし研修会等へ積極的に参加させる。
- ② 年間有給取得休暇日数の平均を法人事業報告書に記載し実績把握をする。その実績を法人事業計画書で分析し、引き続き有給取得目標数を超えるよう取り組む。

令和6年4月、令和7年4月、

- ①、②とも令和5年4月の取組みに同じ

令和8年4月

- ① 令和8年4月1日の人事において、適材適所を加味しつつ女性チーフが30%を超える人事配置を組む。
- ② 次期行動計画での「年間有給休暇目標日数」の方針を検討開始する。

以上